

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からの暴力のことを言います。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、DVは、家庭内で行われることが多いため、表面化しにくく、被害者が生命にも関わる深刻な状況に置かれることがあります。

暴力の形態

DVには、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、性的な暴力、経済的な暴力なども含まれます。

多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こりますが、暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向があるため、早期の発見・対応が必要となります。

身体的暴力

- ◇殴る ◇蹴る ◇首を絞める
- ◇刃物を突きつける
- ◇腕をねじる ◇物を投げつける
- ◇身体を傷つける可能性のある物で殴る

精神的暴力

- ◇大声で怒鳴る
- ◇バカにした言葉や否定的なことを言う
- ◇何を言っても無視して口をきかない
- ◇実家や友人とつきあうのを制限したり、携帯電話や手紙などをチェックしたりする
- ◇子どもに危害を加えると言って脅す

性的暴力

- ◇いやがっているのに性行為を強要する
- ◇見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ◇中絶を強要する ◇避妊に協力しない

経済的暴力

- ◇生活費を渡さない
- ◇お金を取り上げる

(注) 平成26年1月に一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」と言います。)」では、「配偶者からの暴力」に加え、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」も適用対象とされたことから、これまで対象外であった「恋人間の暴力」についても一部対象となりました。

なお、「配偶者」には、事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。

DV被害の状況

内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から、「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか一つでも受けたことがある女性は、23.7%(男性は16.6%)とおおよそ4人に1人となっています。また、交際相手から上記のDVのいずれか一つでも受けたことがあると答えた人は、女性19.1%、男性は10.6%となっています。

DVは決して特別なものではなく、誰にでも起こりうる身近な問題なのです。